

【翻訳】

『日知録』抄

註釈〔第二回〕

宮内 保・大橋賢一

卷二十、第六条、古人必以日月繫年（＝古人は年月日を必記した）

顧炎武在于这一条里主张如下：凡是历史书上纪载文必定把月日联年时（季）缀上的。这就是从『春秋』以来史家的一个〈常法（定例）〉。所以，司马迁的『史记』用〈变例〉而守护那个〈常法〉。还有『楚辞』离骚，这篇自传文学作品，也保持〈常法〉来着呢。

GuYanwu (顧炎武) had insisted by these sentences: The description of the history book, though starting from describing the date without fail clearly is an eternal method from *Chun-chiu* (春秋). It is defended even in *Chu-i-szu* (楚辭) of the autobiography, of course in *Shih-chi* (史記) of the history book.

キーワード：史家之常法 史家之變例

春秋 楚辭 史記

【要旨】

史書の書式について、年・季・月・日の順にこれらを明記するのが『春秋』以来の正則であるとし、これを『史記』ならびに『楚辭』二書の記述に則して弁証しようとする。

【本文】

自春秋以下、紀載之文、必以日繫月、以月繫時、以

時繫年、此史家之常法也、史記伍子胥傳、己卯楚昭王出奔、庚辰吳王入郢、則不月而日、刺客傳、四月丙子、

光伏甲士於窟室中、則不年而月、史家之變例也、蓋二事已見於吳楚二世家、故其文從省、

楚辭、攝提貞于孟陬兮、維庚寅吾以降、攝提歲也、孟陬月也、庚寅日也、屈子以寅年寅月寅日生、王逸章句曰、太歲在寅曰攝提格、孟始也、正月為陬、言己以太歲在寅正月始春庚寅之日、下母之體而生是也、或謂攝提星名、天官書、所謂直斗杓所指以建時節者、非也、豈有自述其世系生辰、乃不言年、而止言月日者哉、

【原注】

長洲文待詔徵明、以庚寅歲生、刻一印章曰、維庚寅吾以降、意謂與屈大夫同年、非也、屈子之云庚寅者日也、使以歲言、無論古人不以甲子名歲、且使屈子生於庚寅、至楚懷王被執於秦壬戌之歲、年僅三十有三、何以云、老冉冉其將至乎、

【補注】

○古人必以日月繫年 本書本卷(卷二十)の第二条「古人不以甲子名歲(〓古人は、甲子すなわち十干十二支で年歲を呼ぶことをしなかった)」全九則のうち第七則にも、「史家之文必以日繫月、以月繫年(〓

歴史家の文章では必ず日を月に繫げ、月を年に繫げる)」と述べている。ここでは年月日に更に「時」すなわち時節(四時)を加えて、これらを順序正しく配列しておくのこそ史書における「常法」すなわち正調なのである、と言う。

歴史書の書式に係るこうした考え方は、従来よく知られるように、早く晉の杜預(二二二—二八四)によつて明示されたのを嚆矢とする。即ちその『春秋左氏傳集解』序に言う、「春秋者、魯史記之名也、記事者、以事繫日、以日繫月、以月繫時、以時繫年、所以紀遠近別同異也、故史之所記、必表年以首事(〓春秋とは、魯国の史書の名である。史的な記事を叙述するには、事柄の前にその日を明示し、日の前に月を明示し、月の前に春夏秋冬の時節を明示する。こうすることで事件の前後關係を明らかにし、事件相互の性格の違いが区別できるようにするのである。かくて史書における記述の順序は、年を冒頭に掲げて次に時節を、そして次には月を、最後に日をとという風に紀していくのである)」と。

『春秋』がもともと「魯の史記」すなわち魯国の史

官たちの手に成った年代記であつてみれば、年時月日を欠かせないのは当りまえのこと、と人はあるいは言うかもしれない。だが、ここで忘れてならないのは中国歴史学のあることである。——元來が魯の年代記にすぎなかった書(春秋)を、たとえば「微言大義」の名のもとに、「王道」の何たるかを説くの書にまで格上げし、あまつさえ「王道」政治をあたかも実現可能な政体でもあるかの如く人々に信じこませること、これこそがいわゆる春秋学の悪戦苦闘の歴史の実体ではなかったか。

他方たとえば、この事件は何年の何月何日に起つたといった具合に時間を特定した形での説明が行われた時、人はいとも簡単にその事件なるものを事実として受け入れてしまうであらう。——してみれば、この時間の特定とかの春秋学と、それらを遂行する心理は軌を一にしていよう。

○紀載之文 「紀載」とは、文字通り「<sup>その</sup>紀へて載る」ことである。従つて「紀載之文」ともなれば歴史や報告の文章が代表する所の、事実を整理し伝達することを目的とする記録性のかつた文章、ということ

にならうか。しかしながら事柄はさほどに単純でもないであつて、たとえば後漢の王充(二七—一〇一?)は『論衡』須頌篇の中で次のように述べている。「古之帝王建鴻德者、須鴻筆之臣褒頌紀載、鴻德乃彰、萬世乃聞(「いにしへの帝王で大いなる徳を立てたとされる人物であつても、卓越した文章家による賛美と紀載とをまつて、はじめてその徳が現世の光を浴び、後代へと伝承されることになるのである。)」というのが王充による「紀載」論の要諦であつて、その価値は今日もなお減じられてはいない。すなわち、「紀載」は「褒頌」と結ぶことによつて、善行を積んだ人々を「彰・聞」することができた。しからば、もし「誹毀」と結べばどうなるか。世の悪人ばらを徹底して糾弾できるではないか。さよう、中国においては永遠の価値とも謂うべき「勸善懲惡」、これこそが、顧炎武の場合にしたところで、その「紀載之文」の目指す所だつたに相違ない。

このように見てくれば、「以日月繫年」という標題と本文冒頭のこの「自春秋以下、紀載之文」との対応はまさに絶妙と評すべく、いかにも巧妙な論客と

しての顧炎武の面目を存分にうかがわせる措辞ではないか。

○史記伍子胥傳……以下、『史記』の世家と列伝とを挙例としつつ、一見、「史家にとつての常法」が遵守されていないかに思える記述、そのもつ意味合いについての論を展開する。すなわち、〈同一書〉のなかで前に同じ史実を記していれば、二度目の記事は年や月を省略する場合がある、というのが顧炎武の見解であり、彼はこの種の例外を「史家にとつての変例」と称する。

たとえば、〈伍子胥傳〉の「己卯、楚昭王出奔、庚辰、吳王入郢(Ⅱ己卯の日、楚の昭王が出奔し、庚辰の日、吳王(Ⅱ闔閭)が楚都の郢に入城された)」という記事は「不月而日(Ⅱ月を省略して、日から記述をはじめる)」例である、と言う。月を欠いたのはこの同じ事件が先行の〈世家〉にすでに取り上げてあるからだ、というわけである。だが、〈楚世家〉にあっては「昭王」十年冬……己卯、昭王出奔、庚辰、吳王入郢」と記述されていて、年と時(季節)とは備わっているものの、月の表示はない。つまり、先行の〈世

家〉が月を記入していないだけでなく、後続の〈傳〉にあってもこれを欠いたままになっている。読者はそれ故、〈楚世家〉のこの箇所に対する『史記集解』の注記「春秋云、十一月庚辰」云々によって辛うじて、この事件が楚の昭王の十年冬十一月の己卯の日に起こった、と知るのである。してみれば、ここでの〈世家〉〈列傳〉の關係は顧炎武が主張するような意味での「史家之變例」などとは無縁であろう、と言わざるを得ない。

次に〈刺客列傳〉中の專諸に係る記事は、「四月丙子、光伏甲士於窟室中(Ⅱ四月丙の日、公子の光(のちの闔閭)は武装した兵士どもを地下室に潜ませておき)」と年および時(Ⅱ季節)を欠く。その同じ事件が先行の〈吳太伯世家〉にも、「(王僚)十三年……四月丙子、光伏甲士於窟室」と記されている。すなわち、〈傳〉ではいかにも年と時(Ⅱ季節)とを欠いているが、うち年については、先行の〈世家〉で「十三年」と明記してある。だから、〈傳〉にあっては年を省筆に従ったまでのこと、というのが顧炎武の見解なのである。だが、——〈刺客列傳〉のこの箇所

に対する『史記索隱』の注記は言う、「僚之十二年夏也、吳系家以為十三年、非也、左氏經傳唯言夏四月……此傳稱丙子、當有所據、不知出何書（『これは僚王の十二年に起こった事件であって、〈吳太伯世家〉が十三年としているのは間違ひである。『春秋左氏傳』では經文・伝文ともに「夏四月」とだけ記している。……この〈傳〉が「丙子」と（日を特定）しているのは、きつと拠り処あつてのことなのだろうが、その出典については詳かにしない）」と。

以上のように見てくれば、顧炎武のいわゆる「變例」の概念ははかばかしくなってくる。

○攝提貞于孟陬兮、維庚寅吾以降　ことわるまでもなく、『楚辭』離騷の冒頭部、「帝高陽之苗裔兮、朕皇考曰伯庸」に継ぐ第三・四句である。次項で詳解するように、後漢の王逸（九〇？—一四五？）の『楚辭章句』以来、この両句は屈原の生年月日を表明したもの、と解されてきた。すなわち顧炎武の注文通りというわけであり、されば、そのような通説を踏まえて、「古人必以日月繫年」なる「史家の常法」の証左としようとしているのである。

○攝提歲也、孟陬月也、庚寅日也　王逸の『楚辭章句』卷一に、「太歲在寅曰攝提格、孟始也、貞正也、于於也、正月為陬、庚寅日也、降下也（『太歲すなわち木星が寅すなわち東北東に現れる（年のこと）を攝提格と言う。孟は始（ものごとのはじめ）であり、貞は正（真つ直ぐたらしい）であり、于は於（のほうへ）である。正月のことを陬といい、庚寅は日（日づけ）であり、降は下（くだりうまれる）である」云云とある。すなわち「攝提貞于孟陬兮、維庚寅吾以下」とは、〈寅の年・寅の月・寅の日という、ある種の運命的な邂逅を以て吾は下れた〉との意味だということである。かような解釈の生じた源泉が『爾雅』釋天の歲陽に「太歲在寅曰攝提格（太歲 寅に在るを攝提格と曰ふ）」と言うあたりにあることは、すでに周知の事柄に属するわけで、王注を読むかぎり、ここでの「攝提」は「攝提格」と同義となる。

しかしながら、他方たとえば『史記』天官書は「攝提者、直斗杓所指、以建時節、故曰攝提格（『攝提とは、北斗七星の斗杓部分が指し示す恒星を直つて、時節（ここでは正月）が判定されるのである。それで

この状態(新年の訪れ)を攝提格とよぶのである」と言い、さらに「歳星一曰攝提、曰重華、曰應星、曰紀星(「歳星すなわち木星は別名を攝提といい、重華・應星・紀星という)」とも言っている。要するに、『史記』天官書における「攝提」とは惑星たる歳星(木星)のことにはかならない。かつ注意すべきは、『楚辭章句』の場合と違って「攝提」と「攝提格」とを同一視することがない、という点である。それゆえ司馬貞『史記索隱』は、天官書の「以攝提格歳、歳陰左行在寅、歳星右轉居丑(「攝提格の歳すなわち寅年には、歳陰は天球を左回りして寅に在り、歳星は右周りして丑に居る)」という本文に対して、「太歳在寅、歳星正月晨出東方、案爾雅、歳在寅爲攝提格、李巡云、言萬物承陽起、故曰攝提格、格起也(「太歳が寅に在る、というのは歳星が正月元旦の東の空に現れるということである。『爾雅』を繙けば『歳星が寅に在るのを攝提格と曰う』とあるが、これについて李巡はこう言っている、〔万物は陽の氣に感じて発動するわけで、そのことを踏まえた上で「攝提格」という名称があるのである。「格」というのは「起」

の意味なのである〕と)」と注している。

本来ならばここで先引の「歳陰左行在寅、歳星右轉居丑」について、その「歳陰」「歳星」のうち特に「歳陰」の概念を、また、これと先の「歳陽」との関わりを明確にしておくべきなのだが、今は議論がいたづらに煩雑となることを恐れて省筆に従う。

とまれ、「攝提」「攝提格」をめぐるのは、やや厄介な天文学上の論議がその背景にあることを忘れてはならないのであつて、わけでも漢代に入ってから天文学が急速な進歩発展を遂げたこと、それへの十分な知識を蓄えたうえでの考察がこの際のきわめて重要な関鍵となる筈である。前漢の司馬遷・後漢の王逸のいづれに對しても、軽々には賛否を表明しかねるというものである。因に、天文曆数に通曉した過去の大儒たちの見解を伺うに、たとえば南宋の朱熹『楚辭集註』における「攝提」「攝提格」の解釈は『史記』の系統を踏襲しているであろうし、清代乾嘉期の戴震『屈原賦注』におけるそれは王逸・顧炎武の系統に傾いているように見受けられる。

○或謂攝提星名、天官書所謂……、非也 前項で見

ておいたように『史記』天官書では明確に「歳星一曰攝提」云云と記している。また『史記正義』にも、「攝提六星、夾大角、大臣之像、恆直斗杓所指、紀八節、察萬事者也」と恒星の名としての「攝提」に関する詳細な解説がある。これらの説に従えば、「攝提」をもって時間とすることが難しくなり、まして屈原の生誕日時の説明はいっそう解し難くなる。さよう、ここは「攝提」と「攝提格」とを同一視するか峻別するかという重要な分岐点なのだが、いま顧炎武は「非也、豈有……、乃不言年、而止言月日者哉(『天官書の所説は事実(先秦時代の天文の知識)を踏まえていない。のみならず、家系や自身の出生を自己紹介するにあたって、年時に言及しないで月日のことだけを言うなどいうことがあるだろうか』)と言う。このあたりの論述、沈着であるかに見えて、実はかなり感情的なものを感じさせる。されば、この議論に対しては、以下の【原注】におけるそれに対する場合を含めて、よほどに慎重な態度で臨む必要がある。さもなければ、顧炎武の議論に一種の偏執ないし際どさばかりを感じる結果ともなりかねまい。

○長洲文待詔徵明 文徵明(一四七〇—一五五九)は蘇州長洲の人。五十歳を過ぎてはじめて翰林院待詔に拝されたことも手伝って、文待詔と愛称された。

明の正徳・嘉靖年間を代表する詩人であり文人画家であり、要するに当代の風流人士として聞えた。沈周・唐寅・仇英らとともに呉派画壇の重鎮で、四大家と評され、また唐寅・祝允明・徐禎卿といったやや主角ある人々とあわせて呉中四才子と呼ばれもした。その画風・詩風は一見したところ洒脱でありながら、実に繊細な表現に富む。享年九十歳という、この時代としては異例な長寿をもって終った。

○刻一印章曰維庚寅吾以降 文徵明は、自身が成化六年(一四七〇年)すなわち庚寅の年に生まれた所から、庚寅の日を出生日とされる屈原に対して特別な親近感をもっていた。すなわち、「維庚寅吾以降」との〈離騷〉の一句をわざわざ刻印し、これを自作の書画幅の款としてさかんに用いていたらしい。現にたとえば「蘭亭序卷」「新寒詩」などの書幅にも、その篆刻による蕭灑な落款が認められる。

文徵明のかような行為は、屈原に対する純な畏

敬・私淑の情に出るものであり、何か特別な意図があつてのことではなかつたであらう。ところがここに、後生の奇矯な嚴格主義者顧炎武は、「維庚寅吾以降」と麗々しく彫刻した印章を落款する得意然たる態度に、すでに不純なものを嗅ぎとつたらしい。【原注】に見られる以下の議論は、少しく小児的な過剰反応との印象を免れない。

○無論古人不以甲子名歲 このことに関する議論は、前述の本書卷二十第二条「古人不以甲子名歲」全九則に詳説されている。ここでは、文徵明が自らの出生を屈原のそれに準拠して得意がつた「無学」ぶりを難じようとしているのである。すなわち、顧炎武の論難は蓋しこうである、——文徵明が同じく庚寅の生まれであるとは言つても、かの屈原は寅年寅月寅日の生まれで、その寅日が庚寅にあたつてゐた。翻つて、文徵明の場合とは言へば、庚寅の年の生まれなのである。両者間に庚寅という共通項があるには違ひないが、それはさしたる縁ではない。そうであるに拘わらず、文徵明が落款という方法で自身の誕生を屈原のそれに強引に結びつけた行為は、へ離

騒へへの妥当な解釈を歪めかねない云々、と。かくして、以下、本文の半ばにも匹敵する字数を費しての、異例な注記による議論が展開される。

○且使屈子生於庚寅……壬戌之歲 刻印「維庚寅吾以降」は文徵明の一種の洒落だつたかもしれない。それが果して洒落だつたとして、もちろん自身に好都合な臆断に発する洒落だつたであらうことは、否定できない。それはそうなのだが、顧炎武がこれを容認して笑いとばせなかつた、ないしは無視しきり得なかつた所に、彼およびいわゆる清代考証学者の通性たる生真面目さ、と言うよりも寧ろ偏狂・狹量が潜んでいる、と言つて諷言ではなからう。

さて、すべては文徵明の臆断に発するとして、だが今その「臆断」に従うとしようか、屈原の生年はすなわち周の顯王三十八年、楚の威王の十一年、キリスト紀元では前三三一年ということになる。しかば楚の懷王が楚囚として秦の昭王に幽屏され、ついで屈原そのひとが身を汨羅に沈めた壬戌の年は、すなわち周の赧王十六年(紀元前一九九)にあたり、時に屈原はなお三十三歳の壮年だつたことになる。

対するに、顧炎武が言う「寅」の年すなわち戊寅の年が果して屈原の生年だったとすれば、彼は周の顯王二十六年（紀元前三四三年）に生まれ、赧王十六年には四十二歳の齡を数えていたことになる。

○年僅三十有三、何以云、老冉冉其將至乎（離騷）

全三六六句のうちの第六五・六六句「老冉冉其將至兮、恐脩名之不立（＝老ひ冉冉として其れ將に至らんとして、修名の立たざらんことを恐る）」は、改めて言い出すまでもなく、悲愁文学『楚辭』の中でも「嘆老」の表現に優れる場として名高い箇所である。

その所を見越して可否かは知らね、顧炎武はこう畳みかける、——文徵明の所説のように、果して屈原が折しも三十三歳であったとすれば、「老冉冉……」はいかにも非現実なもの言いではなからうか、かような嘆老の言辭は少なくとも四十歳を越えた年輩ではじめて可能なのではないかと。だが、たとえば王逸『楚辭章句』ですら、この箇所に「七十曰老。冉冉行貌（＝七十歳のことを老という。冉冉というのは、其方向へ進みゆく情態のことである）」と注している。

それにしても、この間の顧炎武の議論たるや、偏頗な感情論の域を出ていないように感ぜられる。——あるいは、屈原の生誕日時については文徵明が示したような解釈（？）が一般的だったのであろうか、そうして顧炎武はそのような解釈（？）に対して猛反発をした、と、要するにそういうことなのであろうか。如何。

### 【現代語訳】

古人は史実を記録するにあたって、必ずや日の前に月を、月の前に時（季節）を、時の前に年を明記した。これが、『春秋』の昔からの、史家の常法（常識）だったのである。ところが、『史記』卷六十六の伍子胥伝には「己卯の日に楚の昭王が出奔し、庚辰の日に呉王（闔閭）が楚都の郢に進駐された。」とあるのなどは、月を欠いて日だけを記した例であり、また卷八十六の刺客伝に「四月丙子の日、呉の公子（姫）光は武装兵士を地下室に潜ませておいた。」とあるのは、年を欠いて月だけを記した例である。これらは史家にとって異例である。が、右の二件は、それぞれ卷四十の楚世家および卷三十一の呉太伯世家で前に取り上げられている所から、それ

で月および年を省筆したと考えられる。(「史家之常法」は「史記」全体のなかで遵守されているのである。)  
 『楚辭』に「攝提 孟陬に貞<sup>ただ</sup>しき年時、維庚寅に吾れ降<sup>くだ</sup>りたり。」の句がある。この「攝提」というのは年歳のことであり、「孟陬」は月、「庚寅」は日のことである。つまり屈原は寅の年の・寅の月の・寅の日に生まれた、と言っているのである。後漢の王逸はこのことを次のように説明している。——太歳が寅の方角に在るのを攝提格といい、孟は始めの意、正月は陬という、と。つまりは、太歳が寅に在る年、その年の正月である寅の月、その初春の庚寅の日に、屈原はその母の胎内より生まれ出たのだ、と王逸は言うのである。ところが世の中には、攝提のことを星の名だなどと言う輩徒がいる。たとえば『史記』天官書などがそれで、「北斗七星の柄杓の部分によって指定される星のことであり、これによって四時が特定される」などと言っている。しかし、これは(漢代天文学の成果の乱用であつて)間違ひである。いいたい、自身の家系や出生のことを紹介しておきながら、年時をさておいて月日のことだけを言うなどといったことがあるだろうか。

〔注〕前明<sup>しん</sup>の長洲の文徵明待詔は、庚寅の生まれだというので、「維庚寅吾以降」の(六字からなる)印章を彫り、三閭大夫屈原と同じ干支の生まれだ、と思つて居られたが、これは誤解である。何となれば、屈原が〈離騷〉のなかで「庚寅」と言っているのはその生日のことだ(つたのであつて、生年のことではなかつたからである。もし生年を言つたのだとするなら、古人には干支で年歳を言う習慣はなかつた)といふ(私の年来の)議論をもちだすまでもない。屈原は庚寅の年(Ⅱ周の顯王三十八年、紀元前三三一年)に生まれたことになるのだから、楚の懷王が秦の昭王の策略にかかつて幽閉された壬戌の年(Ⅱ周の赧王十六年、紀元前二九九年)にはたかだか三十路を越えて三歳にすぎない。(そんな弱輩が)「老いは冉冉として其れ將に至らんとす。」などと果して言うだろうか。

### 【古語訳(読み下し)】

『春秋』より以て下<sup>このかた</sup>、記載の文、必ずや日を以て月に繋け、月を以て時に繋け、時を以て年に繋く。此れ史

家の常法なり。『史記』伍子胥伝に、「己卯、楚の昭王出奔し、庚辰、呉王（＝闔閭）郢に入る」とあるは、則ち月せずして日する（の例）なり。刺客伝に、「四月丙子光甲士を窟室中に伏せしむ」とあるは、則ち年せずして月する（の例）にして、（ともに）史家の変例なり。蓋し、二事すでに呉、楚の二世家に見えしが故に其の文省くに從ひたるのみならん。

『楚辭』に、「攝提 孟陬に貞しうして、維れ庚寅に吾れ降れたり」とあり。「攝提」とは歳なり、「孟陬」とは月なり。「庚寅」とは日なり。屈子は寅年・寅月・寅日を以て生れたり。王逸が『章句』に曰く、「太歳寅に在るを、攝提格と曰ふ。孟は始めなり。正月を陬と爲す。言は、己れ太歳の寅に在るの正月なる始春の庚寅の日、母の体（＝胎内）より下りて生る」と是れなり。或は謂ふ、攝提 星の名なり、と。天官書の所謂、斗杓の指す所に直り以て時節を建つ、とは非なり。豈に其の世系と生辰とを自述するに、乃ち年を言はずして、止だ月日を言ふのみなる者有らんや（哉）。

長洲の文待詔徵明、庚寅の歳に生れたるを以て、

一印章を刻して曰く、維れ庚寅吾れ以て降る、と。意に屈大夫と同年たりと謂はれしは、非なり。屈子の庚寅と云ひしものは、日なり。もし歳を以て言はんか、古人甲子を以て歳に名せざりき、に論無し。且つもし屈子庚寅（の歳）に生れなば、楚の懷王秦に執へられし壬戌の歳に至りては、年僅かに三十有三なるのみ。何を以てか云はん、老ひ冉冉として其れ將に至らんとし、と。

（担当 大橋賢一）

# 【付記】

大橋君の原稿を預かつて半年余もの間、私はこれを無意味に温めてしまった。このことを、まず謝罪しなければならぬ。さまざまな雑務に追われたのは事実だが、要は私の怠惰のせいである。慚愧に耐えない。

改めて、史料をかき集めて読み返してみると、この条は、文字数こそ少ないものの、その内容はなかなか面白い。第一に、顧炎武という男の喰えなさを嫌というほど感じさせられた。第二に、春秋学に

対する、私自身の不勉強を、顧炎武の喰えなさ以上に、痛感させられた。そのために、大橋君には重々相済まぬことながら、原稿に大胆な加筆削除を施すはめになった。原稿提出の締切はとくに過ぎているに拘わらず、容易には調べがつかなくて、ほとほと情けない思いをしたこと、また事実である。

ところで、執筆者名を「輪読会」にしなかった（正確には、できなかつた）のは専ら紀要規程上の制約からであつて、本稿の著作権者は、もちろん大橋賢一君である。

（宮内 記）